

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ、構成等

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福岡県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を策定する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画策定時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ県知事に協議し、町議会に報告し、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

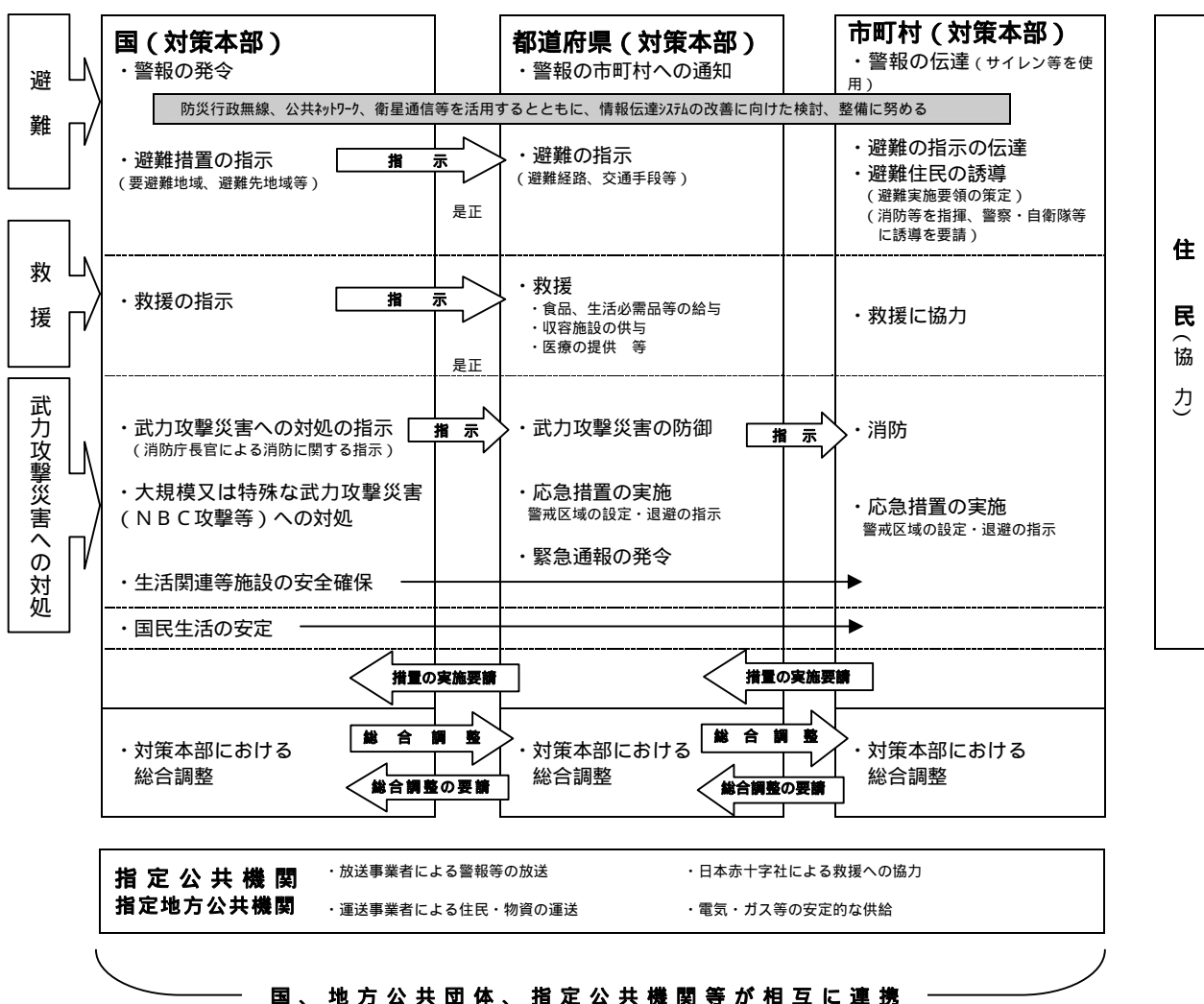
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
芦屋町	1 国民保護計画の策定 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail
航空自衛隊 芦屋基地	第3術科学校 教務課	芦屋町大字芦屋 1455	Tel 093-223-0981 Fax 093-223-0981(204)
若松海上保安部	警備救難課	北九州市若松区本 町1丁目14-12	Tel 093-761-4353 Fax 093-761-4353
国土交通省 遠賀川河川事務所	総務課	直方市溝掘1丁目 1-1	Tel 0949-22-1830 Fax 0949-23-3452
NTT西日本株式会社 北九州支店	災害対策室	北九州市小倉北区 江南町7-3 市外ビル1棟5F	Tel 093-513-2778 Fax 093-932-3826
九州電力株式会社 八幡営業所	計画グループ	八幡東区西本町 1-19-1	Tel 093-662-8370 Fax 093-661-4808

【関係県機関（警察機関含む）】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail
福岡県庁	総務部 消防防災安全課 生活安全室	福岡市博多区 東公園7-7	Tel 092-643-3123 Fax 092-643-3117
北九州土木事務所	総務企画課 用地課	八幡西区則松3丁目 7-1八幡総合庁舎内	Tel 093-691-2761 Fax 093-692-9479
八幡農林事務所	総務課	八幡西区則松3丁目 7-1八幡総合庁舎内	Tel 093-601-8851 Fax 093-601-8863
宗像・遠賀保健福祉 環境事務所	総務企画課	宗像市東郷1丁目 2番1号宗像総合 庁舎	Tel 0940-36-2045 Fax 0940-36-2592
折尾警察署	警備課	八幡西区光明1丁目 6-6	Tel 093-691-0110 Fax 093-691-0110

【関係市町機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail
遠賀町	総務課	遠賀郡遠賀町 大字今古賀513	Tel 093-293-1234 Fax 093-293-0806 Mail:soumu@town.onga.lg.jp
岡垣町	総務課	遠賀郡岡垣町 野間1丁目1-1	Tel 093-282-1211 Fax 093-283-3027 Mail:somu@town.okagaki.lg.jp
水巻町	総務課	遠賀郡水巻町 頃末1丁目1-1	Tel 093-201-4321 Fax 093-201-4423 Mail:syomu@town.mizumaki.lg.jp
北九州市	総務市民局 安全・安心部 (危機管理ライ)	北九州市小倉北区 城内1-1	Tel 093-582-2988 Fax 093-582-3889

【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX e-mail
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町大字広渡 1639	Tel 093-293-8124 Fax 093-291-4008
遠賀・中間医師会		水巻町下二西2丁目 1-33	Tel 093-201-3461 Fax 093-203-1090
芦屋町区長会	地域づくり課	芦屋町幸町2-20 芦屋町役場	Tel 093-222-0881 Fax 093-223-3927

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について改めて確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき地理的、社会的特徴等について定める。

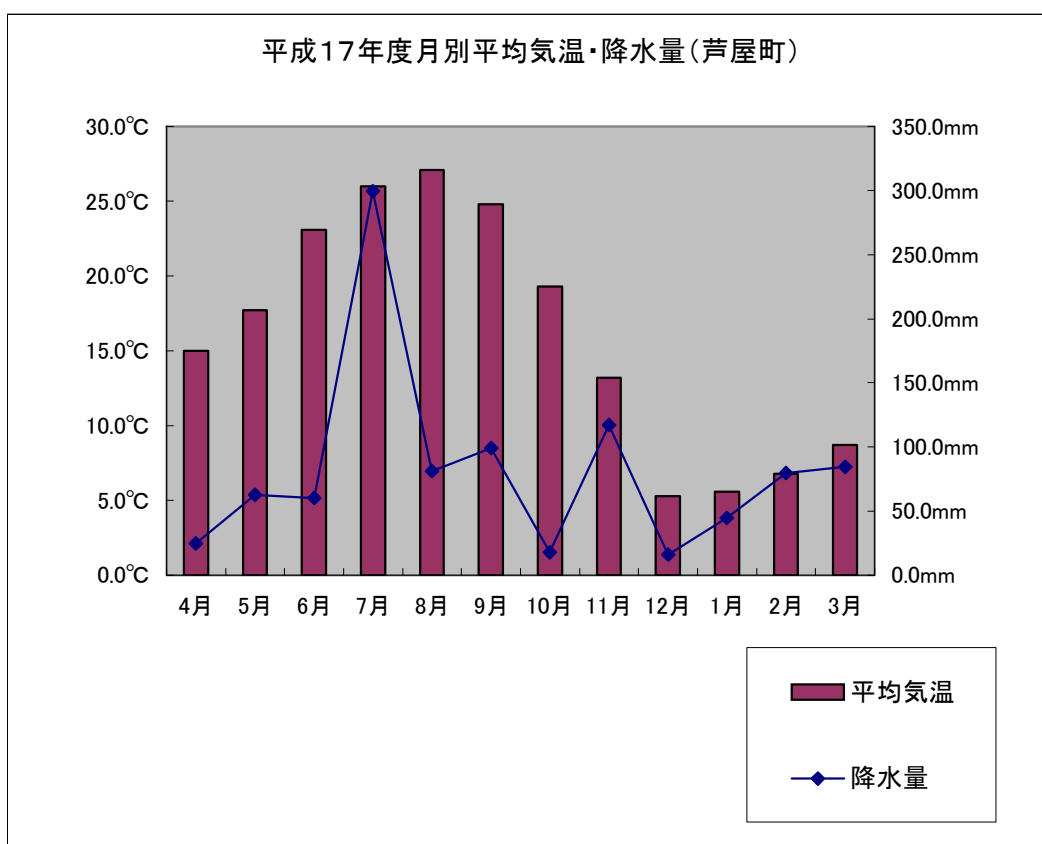
(1) 地形

芦屋町は、福岡県の北端(北緯33°53′、東経130°40′)に位置し、東西4.4km、南北5.3km、行政面積11.42km²の町域である。しかし、こうした町域の3分の1を占める航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川を除くと、実質的な行政面積は約7.37km²となる。

町の北東部から北西部にかけては、響灘に面する美しく変化に富んだ海岸線となっており、また、北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高60m未満の丘陵地帯となっている。

(2) 気候

芦屋町は、日本海型気候区に属し、年平均気温が15～16℃、年平均降水量は1,000mm前後である。最大の特徴は、冬季に曇りや雨が多く、北西の季節風を受けて風の強い日が多いことなどである。



(3) 人口分布

人口は、町の南部の緑ヶ丘地区、高浜地区と東部の山鹿地区と花美坂地区が比較的多いが、町内ほぼ均一に分布している。

町内の世帯数および人口

地区名	世帯数	人 口		
		男	女	計
船頭町	251	247	307	554
中ノ浜	211	215	288	503
西浜町	258	289	363	652
幸町	309	353	439	792
白浜町	224	253	291	544
正門町	401	437	476	913
緑ヶ丘	1,204	1,549	1,520	3,069
祇園町	146	178	179	357
高浜町	546	522	631	1,153
浜口町	329	333	404	737
月軒	11	14	17	31
大城	160	214	255	469
粟屋	238	308	333	641
自衛隊内	364	344	20	364
山鹿	443	509	565	1,094
大字山鹿	41	60	55	115
柏原	290	362	411	773
田屋	103	132	88	220
はまゆう	59	84	82	166
正津ヶ浜	234	307	317	624
大君	227	283	296	579
丸の内	57	89	93	182
江川台	251	351	383	734
花美坂	334	589	569	1,158
計	6,691	8,022	8,382	16,404

平成18年5月末日現在

(4) 道路の位置等

道路は、北九州市若松区から西に向かう路線として国道495号線が中央部を抜けており、町南部の競艇場前で北九州芦屋線(主要地方道)と接続している。

(5) 港湾の位置等

港湾は、町北部にあり、岸壁は水深4.5から5.5m、延長330m、2,000トンクラスの船舶が寄港可能である。

(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、航空自衛隊芦屋基地が、町西部に所在し、町域の約3分の1を占めている。

(7) その他

町北東部、響灘沖合に白島石油備蓄基地がある。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

特徴等については、県国民保護計画及び基本指針に記述。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム及び河口堰の破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来
特徴等については、県国民保護計画及び基本指針に記述。